

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例 平成25年3月13日条例第6号	○四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例 平成25年3月13日条例第6号
(略)	(略)
(設備及び備品等)	(設備及び備品等)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	3 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
<u>4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った町長に届け出るものとする。</u>	
<u>5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項から第3項まで</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u>	4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、 <u>前3項</u> に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

改正後	改正前
第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 (従業者の員数) 第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例	第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 (従業者の員数) 第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第6項第2号において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項第3号において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例

改正後	改正前
第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。	第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。
2 (略) (利用定員等)	2 (略) (利用定員等)
第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所 <u>又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設</u> ごとに1日当たり3人以下とする。	第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u> <u>、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設</u> ごとに1日当たり3人以下とする。
2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第16条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条において同じ。）の事業又は介護保険施設（<u>法第8条第25項</u>に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。<u>第44条第6項</u>において同じ。）の運営（同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (略)	2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第16条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条において同じ。）の事業又は介護保険施設（<u>法第8条第24項</u>に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。<u>第44条第6項第4号</u>において同じ。）の運営（同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (略)

改正後	改正前
(事故発生時の対応) 第37条 (略) 2 ～ 3 (略) <u>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u> (略) (地域との連携等) 第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員（町の区域内に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する場合に限る。）又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u> 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u> 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等と連携し、又は協力することその他の地域との交流を図らなければならない。</u> 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの</u>	(事故発生時の対応) 第37条 (略) 2 ～ 3 (略) (略) (地域との連携等) 第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等と連携し、又は協力することその他の地域との交流を図らなければならない。</u> 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u>

改正後	改正前
<u>苦情に関して町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u> <u>5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u> (記録の整備) 第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 介護予防認知症対応型通所介護計画 (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第24条に規定する町への通知に係る記録 (4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u> (略) 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等) 第44条 (略) 2 ～ 5 (略) 6 <u>次の表の左欄に掲げる</u> <u>場合において、前各項に定める人員に関する基準を</u>	(記録の整備) 第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 介護予防認知症対応型通所介護計画 (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第24条に規定する町への通知に係る記録 (4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (略) 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等) 第44条 (略) 2 ～ 5 (略) 6 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかの施設等が併設されている</u>場合において、前各項に定める人員に関する基準を

改正後			改正前
満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、<u>同表の中欄</u>に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、<u>同表の右欄に掲げる</u>当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、<u>同表の中欄</u>に掲げる施設等の業務に従事することができる。			満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、<u>当該各号</u>に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、<u>_____</u>当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、<u>当該各号</u>に掲げる施設等の業務に従事することができる。 (1) <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> (2) <u>指定地域密着型特定施設</u> (3) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> (4) <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u>
<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</u>	<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u>	<u>介護職員</u>	
<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</u>	<u>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	<u>看護師又は准看護師</u>	
7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型			7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型

改正後	改正前
居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>（同項に規定する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 9 （略） 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（<u>法第8条の2第16項</u>に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅	居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は<u>指定複合型サービス事業者</u>（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する<u>指定複合型サービス事業者</u>をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>（同項に規定する<u>指定複合型サービス事業所</u>をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は<u>複合型サービス従業者</u>（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する<u>複合型サービス従業者</u>をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 9 （略） 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（<u>法第8条の2第18項</u>に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅

改正後	改正前
指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。) <u>若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)</u>に従事することができる。	定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第67条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。) _____ _____に従事することができる。
2 (略)	2 (略)
3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所 <u>(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)</u>、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならない。	3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所 _____、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならない。
(略)	(略)
(登録定員及び利用定員)	(登録定員及び利用定員)
第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)は、<u>29人</u>(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。	第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)は、<u>25人</u>(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。
2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービス及び宿泊サ	2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービス及び宿泊サ

改正後	改正前								
ービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において定めるものとする。 (1) 通いサービス 登録定員の２分の１から15人（<u>登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、</u>サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで <table><tr><td><u>登録定員</u></td><td><u>利用定員</u></td></tr><tr><td><u>26人又は27人</u></td><td><u>16人</u></td></tr><tr><td><u>28人</u></td><td><u>17人</u></td></tr><tr><td><u>29人</u></td><td><u>18人</u></td></tr></table> (2) (略) <u>第62条 削除</u>	<u>登録定員</u>	<u>利用定員</u>	<u>26人又は27人</u>	<u>16人</u>	<u>28人</u>	<u>17人</u>	<u>29人</u>	<u>18人</u>	ービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において定めるものとする。 (1) 通いサービス 登録定員の２分の１から15人（<u>サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで</u> (2) (略) <u>(地域との連携等)</u> <u>第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員（町の区域内に指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する場合に限る。）又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u> <u>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなけれ</u>
<u>登録定員</u>	<u>利用定員</u>								
<u>26人又は27人</u>	<u>16人</u>								
<u>28人</u>	<u>17人</u>								
<u>29人</u>	<u>18人</u>								

改正後	改正前
(居住機能を担う併施設等への入居) 第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が<u>第44条第6項</u>に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (記録の整備) 第64条 (略) 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(7) (略) (8) <u>次条において準用する第39条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)	<u>ばならない。</u> <u>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等と連携し、又は協力することその他の地域との交流を図らなければならない。</u> <u>4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u> <u>5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u> (居住機能を担う併施設等への入居) 第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が<u>第44条第6項各号</u>に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (記録の整備) 第64条 (略) 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(7) (略) (8) <u>第62条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)

改正後	改正前
第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、<u>第31条から第36条まで及び第37条（第4項を除く。）から第39条までの</u>規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u> 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針） 第66条 （略） 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を<u>行い</u> <u>、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u> 3 ～ 5 （略） （略） 第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護 第1節 基本方針 第70条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（<u>法第8条の2第15項</u>に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）にお	第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条<u>及び第31条から第38条まで</u>の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と <u>読み替えるものとする。</u> 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針） 第66条 （略） 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を<u>行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、</u>それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 3 ～ 5 （略） （略） 第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護 第1節 基本方針 第70条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（<u>法第8条の2第17項</u>に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）にお

改正後	改正前
いて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	いて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
(略)	(略)
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準
第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。<u>ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u>	第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。 _____ _____ _____ _____
2 ～ 7 (略)	2 ～ 7 (略)
(略)	(略)
第85条 (略)	第85条 (略)
2 (略)	2 (略)
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(7) 次条において準用する<u>第39条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)	(7) 次条において準用する<u>第62条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)
第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、<u>第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条、第56条、第59条及び第61条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護	第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、<u>第36条から第38条まで</u>、第56条、<u>第59条、第61条及び第62条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護

改正後	改正前
従業者」と、<u>第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、</u>第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」 <u>と読み替えるものとする。</u> (略) 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置) 第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。）附則第3条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第6条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「者であって、町長が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第10条第2項中「者であって、第6条第2項に規定する町長が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。 2 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、平成18年4月1日において2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第74条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。 3 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同	従業者」と、 第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、<u>第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u> (略) 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置) 第2条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。）附則第3条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第6条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「者であって、町長が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第10条第2項中「者であって、第6条第2項に規定する町長が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。 2 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、平成18年4月1日において2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第74条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。 3 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同

改正後	改正前
生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成18年3月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第74条第4項の規定は適用しない。	生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成18年3月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第74条第4項の規定は適用しない。
	<u>第3条 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間に事業を開始したサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）については、第44条第12項中「修了している者」とあるのは、「修了している者（平成25年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</u> <u>2 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間に事業を開始したサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第45条第2項の規定により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る本体事業所（指定複合型サービス事業所であるものに限る。）の管理者が充てられているものに限る。）については、同条第3項中「修了しているもの」とあるのは、「修了しているもの（平成25年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</u> <u>3 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間に事業を開始したサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る本体事業所が指定複合型サービス事業所であるものに限る。）については、第46条中「修了しているもの」とあるのは、「修了しているもの（平成25年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</u>
<u>第3条</u> この条例の施行の日において、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第6条第2項、第44条第11項、第45条第3項、第46条、第70条	<u>第4条</u> この条例の施行の日において、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第6条第2項、第44条第11項、第45条第3項、第46条、第70条

改正後	改正前
第6項、第71条第2項又は第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第6条第2項、第44条第11項、第45条第3項、第46条、第71条第6項、第72条第2項又は第73条に規定する町長が定める研修を修了している者とみなす。 (略) 附 則 この条例は、平成29年3月31日から施行する。	第6項、第71条第2項又は第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第6条第2項、第44条第11項、第45条第3項、第46条、第71条第6項、第72条第2項又は第73条に規定する町長が定める研修を修了している者とみなす。 (略)